

<前回>賀川豊彦と組合的共同主義

(1) 賀川豊彦と聖書・経済・政治

A. 賀川豊彦全集刊行会編『賀川豊彦全集』キリスト新聞社。

「聖書・経済・政治」関連諸論考

B. 賀川豊彦(1888-1960)の生涯(略年譜)

(2) 賀川豊彦「友愛の政治経済学」と組合的共同主義

0. 賀川豊彦『友愛の政治経済学』加山久夫・石部公男訳、日本生活協同組合連合会、2009年。Toyohiko KAGAWA, *Brotherhood Economics*, Harper & Brothers, 1936.

1. 「序文」(何が問題か)

・「今日」「キリスト教の教えが挑戦を受けている時代」、「信条が重要ではないのではなく」「社会での贖罪愛の適用が必要なのである」、「生産者と消費者との間の溝を兄弟愛をもって架橋しなければならない」、「物質主義的資本主義と物質主義的共産主義は共に放棄されねばならないのである」、「心理的ないし意識的な経済を通して新しい社会秩序に至る新しい道を見出そうと試みた」(17)、「ラウシェンブッシュ基金」(18)

2. 「第1章 カオスからの抜け道はあるか」

・「世界は混沌とした状態にある」、「富はごく一握りの人々の手に集積し、社会の一般大衆は、失業、不安、従属、不信の世界に蹴落とされている」、「レッセ・フェール政策」(19)「今日のキリスト教会が人間の生活全体を満足させる福音を説いてはいないことを告白しなければならない」、「教会が近代において愛の実践の使命を果たしていたなら、マルクス主義が現在の規模にまで拡大するわけはなかったであろう」(21)

・「日本の人々はいまなおキリスト教にたいして著しい偏見を持っている。いわゆるキリスト教国はいまなお東洋諸国を経済的・政治的に侵略しており、私たち東洋人にキリスト教国にたいする古来の偏見を呼び覚ましている」(22)

・「消費協同組合、質庫信用組合、学生信用協同組合を組織した」、「これはキリスト教的兄弟愛の実践にはかならない。日本は変わりつつある。過去2年間、私たちは宗教の復興を経験しつつある。すべての宗教に活気があり、人々のあいだに広がっている」、「日本では、キリスト教徒の数は少ないが、キリスト教の影響力は、今日、強くなってきている」(28)

・「ニュー・ディールの「管理資本主義」」「資本主義は、改善された形であっても、恒久的な社会秩序に属するものではないこと」「資本主義は自由競争の原理に基づいており」、「収奪システム」、「僅かな人々の手中での資本の蓄積」「上流階級ないし有閑階級を産み出す」、「資本の集中とともに、勢力は支配階級に集中する」(32)

3. 「第2章 キリストと経済」

「I 主の祈り」

「ある人々は、キリスト教の真の実体は全く宗教的であって、経済生活と何の関係もない、と言う」、「もちろん」「違いはある」、「しかし、キリストはそのような態度をとってはいなかった。彼はしばしば、経済の基本的な事柄を取り扱っている」(34)、「キリストは経済について素晴らしい教えを与えてくれているのだ」(36)

「II 価値の7要素」

「客観的世界と絶対的世界のあいだに、自然と神のあいだには、七つのチャンネルがある」。「キリスト自身が価値のこれらの七つの要素への基本を私たちに示してくれている」(37)「イエスは、銀行に言及し、利潤やそれが生む利息について述べている」(38)、「彼は、この注目すべき成長という価値原理について私たちの意識を呼び覚ます。イエスが指摘しているように、成長の法則は自然の中にある」(39)

「経済生活が、神の目的を成就すべき宗教生活と一致しないとき、その大切な意味を失うと、イエスは述べていたのである」(41)

「キリストの贖罪愛は社会全体を救うための個々人の魂の救いを意味する」、「十字架の愛は経済の価値の七つの要素をすべて含む」(42)

「十字架のもつ経済的含意」「神の国のためのキリストの計画」(43)

「ソーマは民族の全体や社会の全体をも意味する」(44)

「もしも私たちが神に帰依し、手足を動かすことを拒み、それでいて神は私たちを助けてくださるだろうと信じているとすれば、それは迷信以外の何ものでもない。結局のところ、信仰とは神による可能性を信じることである。この可能性を信じることでそれが人間の活動を要求する」、「神の呼び起こされた愛の結果」(45)

「愛は人間のチャンネルを通して流れ出る神の働きなのである」、「愛の可能性への信仰」、「私たちが私たち自身をとおして神に働いてもらうようにするのでなければ、神ご自身もその可能性を実現することはできない」(46)

「IV パウロの経済価値の観念」

「パウロの13の書簡を学ぶと、初期の教会が愛他的な労働経済を実践していたことがよく分かる」(49)

「V 贖罪愛と経済革命」

4. 「第3章 唯物論的経済観の誤り」

「I 唯物論的経済観の無力性」

「アダム・スミスによる宗教と経済の分離は一時期成功したかに見えた」、「しかし」、「宗教と経済の二つの領域は一緒になり、一体として動くのでなければならない」(54)

「過去の過ち」「それは経済が人間の意識から独立していると想定し、経済学を記述的な科学として取り扱ったことにあった」、「あまりにも自然主義に傾斜したため」、「経済行為は、人間の意識の発展レベルとともに変化する、と私は信じる」、「1国の文化はそう容易には説明されない」(55)、「単なる物質生産様式だけに基づいて文化的社会を定義しようとするのは、大きな誤りである」(56)

「II 社会的意識の覚醒」

「プロテスタンティズムは」「資本主義的文化の勃興に道を開いたのである」(56)

「III 心理的経済」

「自覚的な社会意識は生産と消費という二つの角度から発展してきた。経済心理の動きは、以前には夢想だにできなかった先物買いの操作を考案した」、「まだ存在しない物を取り扱うのである。貨幣の流通は人間の信用意識に依存している」(59)

「IV 身体、感覚、意識の経済」「V 資本と労働」「VI 原始的文化の精神的基礎」

「VII 機械文明史の唯心史観」

「VIII 宗教的価値と経済的価値の結合」

「チャールズ・ダーウィンの進化の世界はこれらの価値の七つの類型の法則を認めている」(69)、「今日のように、人間の意識が目覚めた時代においては、人間の交換行為と人生の目的は分離され得ない」、「私たちの次の段階は」「経済的価値である交換価値を宗教的にしていくこと」、「協力の経済が社会的連帯の意識に基づいていること」、「この機械文明を今一度精神化する力」(70)

5. 「第4章 変革の哲学」

「I 暴力革命」「暴力革命が、経済革命を遂行することに失敗した七つの理由」(71)

「II 経済革命」「人間の意識の革命」「所有権や相続や契約権と関係のある富や職業に関

する理念に根本的な革命が生じなければならない。これらの考えの革命が宗教的意識に基礎づけられ、それが社会的意識を構成するまでに発展するときに、経済革命ははじめて完全に実現される」

6. 「第5章 世々を貫く兄弟愛」

「I 愛の実践」「キリスト教史の最たる特徴は兄弟愛の展開である」、「愛餐の物語」、「愛餐は特に失業した人を助けるために企てられたものであった」「失業者を救済する義務」、「魚とパンの食事」(77)

「II 修道会」「6世紀以前については詳しくは分からないが、真のキリスト教的兄弟愛を明らかにする修道院との連関で、多くが保護され展開されていたこと」、「現在のセツルメントのような働き」(79)、「暗黒」時代」(80)

「III ゴシック建築とキリスト教的兄弟愛」「IV 再洗礼派の運動」「V プロテスタント自由主義」

「VI キリスト教的友愛の経済実践」

7. 「第6章 現在の協同組合運動」

「I 開かれたコミュニティを」

「現代の協同組合は、中世の組合(ギルド)の延長線上に改良され発展してきた」、「中世のギルド」、「真の協同組合の基本原則の一つはそのサービスをコミュニティ全体へ広げることである」(87)

「II ロジデール・システム」「III ライファンゼン・システム」「IV 日本における協同組合運動」

「V 強制協同組合」「VI 協同組合運動に対する反対」「VII 精神的運動としての協同組合」「協働組合経営は組合員の宗教的な社会意識の目覚めに依存するであろう」(98)、「友愛意識の復活、キリスト教的兄弟愛の復活」(99)

8. 「第7章 兄弟愛の行動」

「I 多様な互助組織の必要性」「II 保険協同組合」「III 生産者協同組合」「IV 販売者協同組合」「V 信用協同組合」「VI 共済協同組合」「VII 利用協同組合」「VIII 消費協同組合」

9. 「第8章 協同組合国家」

「I 協同組合国家の精神的基盤」「友愛意識の覚醒の程度」、「贖罪愛の精神的基盤がない限り、成功の可能性はほとんどない」(128)

「II 協同組合国家」「III 協働組合連盟」「IV 産業議会」「V 社会議会」「VI 内閣」「VII 選挙」「VIII 警察制度」「IX 資本主義から協同組合へ」「X 私有と個人企業」「XI 慈善と教育」

10. 「第9章 友愛に基づく世界平和」

「I 戦争の原因となる経済」

「最近の農業不況の原因は、食物の生産過剰によるものであった」、「世界列強がよき隣人国として共に手を結ぶならば、人類が飢えるような事は決してないであろう。誠に残念なことであるが」(150)

「II ロイド海上保険協会を見よ」「III 協同組合貿易と世界平和」「IV 国際経済会議」

「V 国際協同組合」「VI 結論」

「世界の経済体制を「協同組合化」する努力をいまずぐ始めよう」(160)

10. 天皇制あるいは日本の宗教的伝統

(1) 植村正久と日本的伝統とキリスト教

- ・植村正久が、近代日本とキリスト教との関係をどのように論じているか
- ・植村が日本的伝統自体をどのように理解していたかについて考察を行う必要がある。

1-1：伝統宗教

1. 植村は、明治時代中頃の日本における宗教状況（「国民の宗教を観察せよ」）について、教育の現状との関連で、次のように述べている。

「教育ということただ口頭の名目のみとなり果てたるは、正にこれわが国民が教育上の状態にあらずや、「儒教消えたるがごとく仏教もまた廃れ耶蘇教力なく、かかる一方においては天理教行なわれ売ト学行なわれ、無宗教に似て無宗教にあらず、宗教を有せるに似て、その実宗教を有せざるはすなわちこの四民の真状にあらずや。かくのごとき国民は決して中心ある国民にはあらざるなり。」（「中心なき国民」、79）

2. 近代国家存立のために宗教的基盤が必要である。しかし、明治日本の現状は、植村の診断によれば、まさにこの宗教的基盤を失い、確固とした方向性（中心）の喪失状態にあった。伝統的な思想や宗教がその影響力と説得力を喪失したにもかかわらず、国民統合のための新しい宗教的基盤はいまだ創出されていなかった。

3. この近代日本の精神的状況についての危機意識。植村の理解によれば、教育勅語は「中心の喪失」がもたらす徳育の混乱に対してむけられていた。「今の日本人は徳育の孤児なり。維新以来社会の変化とともに従前の徳教大いに廃れ、儒も、仏も、神道も、徳義の精神をもって、少年子弟の心に注入するの力を失」（「十月三十日の勅語、倫理教育」、284）ってしまったこと。

4. 新宗教を含めた伝統宗教全般についての植村の低い評価はきわめて印象的である。明治の新しい時代状況と緊密に結びついた新しい神道運動などに見られる民衆レベルでの宗教的動向は、果たして植村の視野に十分入っていたのであろうか。新宗教＝迷信という切り捨て方に、植村が有する教養人に対する弁証というスタンスの限界を見ることは決して不当ではないであろう。

1-2：武士道

5. 明治キリスト教の指導者には旧武士階級出身者が少なくなく——「小川」「奥野」「本多」「押川」「熊野」「井深」「植村」「海老名」「横井、宮川、金森、小崎、徳富、浮田等」「内村、新渡戸、宮部、大島等」は、「いずれも純粹なる武士の子弟」（「日本のキリスト教と武士」、415）——、かれらは様々な武士道に関する議論を展開している。（「雑誌『武士時代』に戸川安宅氏の筆で『武士とキリスト教』と題する一文が載って居る」、「われらは武士道に対しては一個の異見を懐いて居るが、戸川氏がここにいうところだけは確かに事実であることを認むるに躊躇しない」、「武士の子弟のみが関したというのは随分意味があることに違いない。」（同）

6. 日本キリスト教と武士あるいは武士道との関係性は、表面的あるいは偶然的な関係にとどまらない——「日本初代の弟子にはいずれも武士の子が選ばれた」（同、416）——。つまり、武士の子弟である植村たちが日本における初代のプロテスタント・キリスト教徒となつてことは、植村にとってまさに神の摂理と理解された。

1-3：天皇制

7. 植村をはじめ、明治のキリスト教徒の多くが天皇への素朴な崇敬の念を有していたこと。植村もたびたび天皇に言及しているが、まず、「天長節」と題された明治27年の文章から。

「天皇陛下大旗」、「陛下御治世の下にわが日本帝国は前代未聞の大改革を行ない」、「アジアの旧天地に空前の偉業を成就せんとす。陛下英明の徳臣民を鼓舞し」、「陛下の武威は日清間の戦争に由りて朝鮮、支那の海陸に輝きぬ。陛下の御治世において憲法は発布せられ、国会は創設せられ、教育は著しく進み、その他法度典章の改善せしものすこぶる多し。」(「天長節」、101)

8. 日本の近代化あるいは近代日本の国家形成にとって、天皇が決定的な役割を果たし、日本国民がその恩恵を被っている。

明治憲法の発布は、日本人一般はもちろん、とりわけキリスト教徒にとって天皇に感謝すべき事柄として捉えられている。明治憲法に明記された信教の自由は、キリスト教徒にその信仰を保証するものと解された。

「信教自由の大義柄として帝国の憲法に掲げられ、静かに上帝に事うることを得たり。キリスト教徒はこの点において深く陛下の聖徳を感戴す。今やこの道次第に陛下の臣民に伝わり、その根拠益々鞏固ならんとし、キリスト教は外国の教えにあらずして、実に日本の宗教たるを明らかにするの時節に向かえり。」(「天長節」M27、102)

9. 「天長節」と題された明治38年の文章。「今上陛下統治の下に在る日本帝国は、未曾有の盛時に際会せり」、「日本のキリスト教徒は陛下の御宇において、信教自由の保障を与えられ、安らかに神を信じ、道を伝うるを得たり」(「天長節」M38、168)。こうした明治の日本としての天皇への素朴な敬愛、大日本国憲法と信教の自由に関する天皇への感謝は、キリスト教徒も天皇のために祈るべきであるとの主張につながって行く。

「明治天皇の御遺骸を奉送せんとす」(「明治天皇の轎車を奉送す」、181)、「これがために礼拝を行ない、皇室のため国民のために祈りを捧ぐることなるべし。」(同、182)

10. 植村の天皇論：明治憲法に現れた立憲君主的天皇を前提としており、その意味では、決して個人的心情に過ぎないものではなく、一定の歴史的現実を基礎とした。

11. 植村の愛国論や天皇論に見られる国家主義・民族主義については、これまで様々な評価が下されてきた。雨宮(2008)は、土肥昭夫と五十嵐喜和の議論を比較しつつ、この問題について以下のように述べている。

「土肥と五十嵐の議論は分かれる。土肥によると、『日本の花嫁』時代の正久のナショナリズムは神格化される絶対的天皇制に巻き込まれてゆく過程のものと見られ、五十嵐によると、絶対的天皇制の成立過程における正久の抵抗ということになる。」(同、325-326)

12. 雨宮。「私には双方に対して、いささか疑問がある」(同、326)。一方で、土肥のように、「絶対天皇制へと傾く過程において、天皇制国家に奉仕する臣民道徳に属する日本的家族制度の淳風美俗を守ることを正久が義務した」(同)とまで言いうるか疑問であり、天皇の名における軍部のアジア侵略を「正久が無条件に肯定したとはいかにも考え難い」(同)、しかし他方、正久のナショナリズムと昭和時代のウルトラ・ナショナリズムとの間には、断絶だけでなく、「連続性のあることも残念ながら認めざるを得ない」(同)、「正久は、神格化されていない天皇制に対して素朴な肯定的態度をとったが、マクロ的に見て、そのことが後の教会の歩みにとって致命的な陥穽になったことは否定できない」(同、327)。

↓

「明治人固有の、未だ神格化されていない天皇への尊敬」の念は、「素朴であり過ぎたために、却って陥穽に気づくことなく、天皇制に巻き込まれたと言うべきであろう。」(同、328)

13. 「正久の後を継いで日本基督教会の指導にあたった後継者」の「責任」（同、329）とはどのようなものであったか、ということである。この後者の論点を考える上で、大正期のキリスト教の問題点（キリスト教の世俗化と内面化）についての土肥の分析。

「キリスト教の私事化、内面化は避けられなかった。草創期にみられた、キリスト教を近代日本形成の精神的基盤とする考え方は、キリスト教が天皇制国家に忠実な宗教ということで落ち着いていった。それと並行して、キリスト教は個人の内的煩悶や葛藤を解決する精神的指針や人生観を提供する宗教になっていった。これが教養主義、文化主義といった思想風潮によって助長されたことはいうまでもない。つぎに、青少年時代にキリスト教に入信した場合、大人になり、社会に出たとき、キリスト教も卒業する信徒があらわれた。」（土肥、1980、229）

14. 問題点。

1) 植村は天皇教から自由であったか？

先に見た雨宮の指摘にあったように、植村の天皇制理解は天皇神格化以前の素朴なものであり、明治後半から大正期にかけての歴史的状況においては——立憲君主としての天皇という実態が一定程度存続していた——、その危険性は潜在的なものにとどまっていた。しかし、植村は千葉眞の言う「天皇教」から決して自由であったわけではなく、この危険性は次の世代のキリスト教会において顕在化することになる。

時代状況の変化にきわめて鋭敏に対応した植村が、近代的立憲君主と矛盾することになる政治的精神的動向の危険性に十分に対処できなかった理由、あるいは国家神道批判へと踏み込めなかった理由はいった何だったのであろうか。

2) 西欧キリスト教モデルの近代日本へ適用することの限界。

3) 伝統宗教・大衆文化からの乖離。

A. 『植村正久著作集 第一巻』（新教出版社）より

B. 研究文献（本号関係文献）

鈴木正三「隣人なき天皇制とキリスト教」、富坂キリスト教センター編『天皇制の神学的批判』新教出版社、1990年、158-189頁。

五十嵐喜和「植村正久」、同志社大学人文科学研究所編、土肥昭夫／田中真人編著『近代天皇制とキリスト教』人文書院、1996年、276-296頁。

佐藤敏夫『植村正久』新教出版社、1999年。

土肥昭夫「植村正久の天皇制論」『歴史の証言——日本プロテスタント・キリスト教史より』教文館、2004年288-307頁。

雨宮栄一『若き植村正久』新教出版社、2007年。

『戦う植村正久』新教出版社、2008年。

大内三郎『植村正久論考』新教出版社、2008年。

C. その他

土肥昭夫『日本プロテスタント・キリスト教史論』教文館、1987年。

竹内芳郎『ポスト＝モダンと天皇教の現在——現代文明崩壊期に臨んで』筑摩書房、1989年。

小熊英二『単一民族神話の起源——〈日本人〉の自画像の系譜』新曜社、1995年。

網野善彦『日本の歴史00 「日本」とは何か』講談社、2000年。

小坂井敏晶『民族という虚構』東京大学出版会、2002年。

千葉眞「非戦論と天皇制問題をめぐるとの一試論——戦時下無教会陣営の対応」『内村鑑三研究』第40号、2007年、キリスト教図書出版社、88-133頁。

島藺進「国家神道はどのようにして国民生活を形づくったのか? ——明治後期の天皇崇敬・国体思想・神社神道」、京都仏教界監修、洗建・田中滋編『国家と宗教 上巻——宗教から見る近現代日本』法蔵館、2008年、243-284頁。

15. 植村は、「宗教局と神社局」(『福音新報』253、M33/5/2)において、神社神道が宗教であるか、国家と神道との関わりをどのように解すべきかを、「宗教局と神社局との分離」という問題との関わりで論じており、ここからも神道の宗教性の問題に十分に注目していたことがわかる。

「政府は従来の社寺局を分かちて、宗教、神社の両局を設置せり」、「これに付きて余輩キリスト教徒として、大いに注意すべき二つの大問題あるを認む。第一、神社は宗教にあらざるか」、「現在の事実を観れば、神道の一部は国立宗教にあらざるなきか。少なくともそれに類似せるものにあらざるや。第二、国家と神道の関係は、その現在の有様において信教の自由と抵触するの恐れなきか」、「神社局と宗教局とを分離せるは善し。しかれども国家の礼典より宗教的の分子を排除するは、これよりもさらに必要なことあらざるや。」(同、151)

以上は、明治憲法における「信教の自由」の理解とも緊密に関わる問題である。明治憲法のこの問題点については、伊藤博文の『憲法議解』がその最重要文献の一つであるが、それに関しては、次の文献を参照。

阿部美哉『政教分離——日本とアメリカにみる宗教の政治性』サイマル出版会、1989年。

16. 植村の天皇制理解への研究は、鈴木(1990)、五十嵐(1996)、土肥(2004)、雨宮(2008)など、かなりの数に上る。

17. 「植村の伝道局支配」については、佐藤(1999、115-126)を参照。

18. 明治後半から大正期にかけての歴史状況は、「天皇教」の形成を論じる上で、重要な時期である。島藺(2008)は、この問題について実証的な論究を行っているが、本稿でも取り上げた、植村の「天長節」に関する言及も、天皇・皇室崇敬の儀礼システムとその教育・普及システムの確立と密接に関わっていると考えられねばならないであろう。

19. 「天皇教」とは、千葉眞が無教会第二世代の思想家の戦争論を論じる中で提起した問いであるが、竹内(1989)が日本人における没理性的な「集団帰属意識」「集団同調主義」として日本的宗教性(その核心にある国家宗教としての天皇教)の問題性と批判的に論じているように、近代日本のキリスト教を分析する上で、決定的な視点であるように思われる。竹内の宗教論としては、『意味への渇き——宗教表象の記号学的考察』(筑摩書房、1988年)も参照。

(2) 天皇制とキリスト教

A. 網野善彦「総論——社会・国家・王権」(『1 人類社会の中の天皇と王権』岩波書店、2002年)。

「王の称号として、「天皇」の語がいつから用いられはじめられたかについては」、「天皇」の称号が確定したのが、七世紀末の浄御原令であることについて」

「われわれ日本人は、沖縄・北海道・東北北部等については必ずしも通用しないとはいえ、約一三〇〇年間、同じ国号と同じ称号の世襲的王権を持ち続けてきたのであり」(6)

「ほとんどの日本人は、なんとなく漠然と、「日本」を遠古に遡る地名のような呼称と思いきりこんできた」「日本・日本人の起源は数万年前までに遡る」という全くの誤解が広く植えつけられ、さらに北海道・東北北部は成立当初の「日本国」の国制下になかった、つまり「日本ではなかった」事実もおおかくされてしまう。」(7)

「日本列島の社会が「単一」の「日本国」に古くからおおわれていたという、全くの思いこみによる「常識」の誤り」「奄美・沖縄諸島においては一五世紀以降、「日本国」とは別個の国制を持つ琉球王国が存在した事実、同じころ「アイヌ」を含む北方社会にも政治勢力の生まれる気運のあったこと」(11)

「列島には「天皇」出現以前に、「王権」と「王国」があっただけでなく、「日本国」出現以後にも複数の「国家」があり、「天皇」だけではないいくつかの、それぞれに個性を備えた「王権」のあったことが明確にされ」

「同一の国号を保持する「国家」と、同じ呼称を持つ「王権」「現在にいたるまで一三〇〇余年」「人類社会の中ではきわめて特異な事例であることの認識」(11)

栗原彬「現代天皇制論——日常意識の中の天皇制」

「法的な制度としての天皇制だけが天皇制ではない、私はそう考えます」、「人々がその制度的存在を信じること、受認すること、つまりそのものとして同定し、受容することによって成り立つ、想像のシステムでもあるのです。」

「想像のシステムが作動する現場」「無意識に体が天皇制を「起動」させるほうへ動いてしまう、「体が信じている」とうな例」(129)

「天皇のイメージの変化」「家父長的で威厳的で神格化された天皇から、普通の人で親しみのある非宗教的な天皇へ」(138)

「「開かれた皇室」「演出者もいる」「新天皇自身の意志もかなり入っている」(140)

B. 竹内芳郎『意味への渇き——宗教表象の記号学的考察』筑摩書房、1988年。

「天皇制的心性＝〈天皇教〉」

「日本天皇だけ人類史の先蹤に真っ向から逆らって、あれほどの全面的敗戦にたいしても一切責任を負おうとはせず、国民の方もその圧倒的多数がそのことさえも当然のこととして受容してしまっているという、この奇怪な現象」「天皇制の総体的構造」(291)

「日本天皇が、かつてのヨーロッパや中国の帝王のように超越的な神とか天とかを背後に背負う専制君主だったら」(292)

「日本人の〈神〉観念のきわ立った特性のひとつは、人がいとも簡単に神になれること」

「神人不分離思想」(294)

「そういう神観念を背景として、天皇はすなわち神なのである」(295)

「王としてとうぜん果たすべき〈公〉的機能から、実質的には天皇ははやばやと身を退くこと」「政治権力・・・これを実際に担ったのは、七世紀の律令制下にあっても実は天皇ではなく太政官」「天皇は自然災害の責任をからくもまぬがえ得た」(296)

「外部性までも能うかぎりカモフラージュしてしまおうとするあの特質」「日本天皇の真におそるべき偉力は、一切の権力、一切の責任性を放棄して能うかぎり無為に徹すること、ゼロ記号と化することでかえって一切の有を支えること、空虚な中心であることで社会的統合を果たすこと」(297)

「儒教も仏教もその普遍宗教としてとうぜん果たすべき使命を怠り、その超越性原理をもってこの無＝超越性の精神風土を変革することに失敗してしまった」(299)

「日本古代の国家宗教は、各地方の原始共同体におおける共同幻想を、そっくりそのまま国家的規模にまで拡大し表現したものにすぎなかったわけだ。」(300)

「空海」

「原始宗教と国家宗教と普遍宗教とのあいだの区別と飛躍を一切消し去って、これら三者をけじめなく連結するのっぺらな長提灯」(311-312)

C. 古屋安雄・大木英雄『日本の神学』ヨルダン社、1989年。

第一部 歴史的考察 (古屋安雄)

「第七章 天皇制とキリスト教」

「ではなぜ戦前のキリスト者の大多数は、いともたやすく日本「尊厳無比の国体」をもった国家である、という国粹主義を信奉してしまったのであろうか。・・・この問題を理解することなくして「日本の神学」の対象である「日本」を理解することは不可能である。・・・それは一言でいうと天皇制の問題である。」(174)

「武田清子が一九五五年頃におこなったアンケート調査」「武田清子「天皇制とキリスト者の意識」『人間観の相克』、一九五九年」「一四〇名(内男性一〇六名、女性三四名)」(175)

「日本のキリスト者(プロテスタント)の天皇制に関する意識」

I 伝統主義タイプ II 共存タイプ A 媒介的肯定型 B 媒介的否定型

III 対決タイプ

「天皇制の正当化(justification)を、キリスト教信仰かの立場からするのではなくて、一般日本人のものの考え方に根深い伝統主義、即ち、情緒的、民族的、伝統的思惟によって直接行われている場合」「A 家父長制的家族主義」「B 精神的、人格的＝「心情」的＝権威」「C 社会観」「伝統主義的タイプは、キリスト者ではない日本人一般の天皇制支持者とほとんど同一のもの」(176-177)

「共存タイプ」「一人のキリスト者の中にキリスト教と天皇制とが共存する場合」「本調査でもっとも多数をしめた」「日本のキリスト者の大多数の意識」(177)

「A 媒介的肯定型」「ローマ三・一」「聖書の教えを根拠に天皇の権威を認めている」「キリスト教の神と天皇制の天皇の二つの権威が共存的に肯定」(178)、「天皇制化されたキリスト教」(179)

「B 媒介的否定型」「キリスト教の立場から天皇制国家に一応否を言うのであるが『否』の言い放しではなく、天皇制にキリスト教の影響を及ぼすことによって天皇制をキリスト教化することによって天皇制を肯定しようとする」「南原繁」「(1)人間天皇による正当化」「(2)天皇のキリスト教化による正当化」「(3)無関心の立場」(180)

「対決的タイプ」「日本における天皇制はその本質において、キリスト教と矛盾、対立するものとして、天皇制を否定し、廃止を主張する立場」(180)「(1)聖書の教え、キリスト教の信仰の本質による対決」「(2)社会観からの対決」(181)

「日本のキリスト者の天皇制にたいする三つの意識を決定する重要な要因」「明治時代より大正を経て今日にいたる近代日本歴史の形成過程と、それぞれの時代に強調された国民教育の方針、及び、一般世論や風潮がキリスト者の天皇制に関する意識の形成に最も重要な役割を果たして来たのではないか」(184)

「教会の影響力が極めて低い」「天皇制にたいする考え方において、キリスト教への入信

がもたらした意識の変化よりも、敗戦のもたらした変化の方がはるかに大きい、という事実」「キリスト教という一つの信仰を信じるか否かよりは、教科書によって代表される国家の国民教育の方針及び、その時代の風潮がより決定的影響を日本のキリスト教に与えて来たのではないか」、「あの戦争中に、ほとんどの日本のキリスト者は天皇制を自明のこととして、他の国民と同じく戦争を支持したのであった。」(185)

「矢内原忠雄の天皇制批判」

「例外的なキリスト者」(186)

「一九三三年」『雑誌『理想』』「『日本精神の懐古的と前進的』という論文」

「問題は基督教と国体との根本的關係である」「道義は国家以上の価値を持つ」「真の愛国心は国家の利益を考へずして、国家の道義を考へる」(187)

「四月」『内村鑑三三周年記念講演会』「『日本的基督教』について語り」「日本的基督教には日本的迫害がなければならぬ。・・・日本的基督教は世界に比なきこの国家思想を保存完成すると共に、反動として国家主義に対して具体的に抵抗するものでなければならぬ。」(188)

「日本的基督教は日本人の心情を以て基督教に回心したものであって、基督教が日本精神に回心したものではない。」(189)

「決定的な要因は彼が社会科学の視点をもっていたということではなかろうか。」

「先生が・・・社会学者としての鋭い目とキリスト教としての鋭い良心をもって」「大塚久雄」(190)

「新渡戸から矢内原は、ドイツ風アカデミズムとは異質の英米的な経験科学と実証研究を重んじる社会科学の学風を身につけた。」(191)

「これらのキリスト教の指導者が天皇制の存続を支持したこと」「天皇制を支える心情と感情は日本人の心の奥深く、いわば無意識の元型中に組み入れられているのであろう。」

「日本の精神的核は変わっていない」(204)

「外来文化を一つの手段として取り扱う傾向さえあった。・・・極言すればマルクス主義者やキリスト教信者の団体さえ、こうして『神道化』されてきたのである。」「ベラー」(205)

<参考文献>

1. 菅孝行『天皇制論集』第一巻『天皇制問題と日本精神史』御茶の水書房、2014年。
 - ・天皇制とは何か、現在の視野から
 - ・象徴天皇制の発見、1970年代の視野から
 - ・天皇制の概観、1983年の視野から
 - ・昭和⇒平成「代替わり」(1989年)の時代の視野から
2. 岩波講座『天皇と王権を考える』全10巻、岩波書店。
 - 『1 人類社会の中の天皇と王権』岩波書店、2002年。
3. 田丸徳善編『シンポジウム 現代天皇制と神道』徳間書房、1990年。
4. 山折哲雄『天皇の宗教的権威とは何か』河出書房新社、1990年。
5. 國學院大學日本文化研究所編『近代天皇制と宗教的権威』同胞舎出版、1992年。
6. 富坂キリスト教センター編『天皇制の神学的批判』新教出版社、1990年。
7. 富坂キリスト教センター編『近現代天皇制を考える 2 大正デモクラシー・天皇制・キリスト教』新教出版社、2001年。